

土壌調査 は上越環境科学センターにお任せください！

◆調査の契機

次のような場合に土壌調査を実施する必要があります。

土壌汚染対策法に基づく調査

○特定施設※¹の廃止



○3,000m²（条件※²により900m²）以上の土地改変



任意の調査

○土地の売買や宅地の造成等



※1 水濁法第2条第2項で規定された施設で、具体的には水濁法施行令別表第1に示された施設です。

※2 同一敷地内に特定施設が設置されている場合や、調査の一時的免除を受けている場合等が該当します。

◆調査手順

調査の種類により手順が異なります。

土壌汚染対策法に基づく調査

- 過去にさかのぼり土地の利用状況を調査（地歴調査）
- 地歴調査の結果から調査対象物質と調査地点を選定
- 土壌調査を実施
- 調査結果を行政に報告

任意の調査

- 必要に応じて任意の調査対象物質と調査地点を選定
- 調査を実施
- 調査結果を取りまとめ報告

◆調査方法

調査対象物質の種類や試料の採取深度に応じて最適な方法で試料を採取します。



ハンドオーガー



ダブルスコップ



ハンマードリル



土壌ガス採取



地下水採取

◆ 土壌汚染対策法の対象となる特定有害物質とその用途

| 分類 | 特定有害物質の種類 | 用途 |
|-------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物) | クロロエチレン | ポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）や塩化ビニル系共重合樹脂の原料 |
| | 四塩化炭素 | フロン原料、溶剤、洗浄剤、殺虫剤原料 |
| | 1, 2-ジクロロエタン | クロロエチレン原料、エチレンジアミン原料、洗浄剤、溶剤、殺虫剤、燻蒸剤 |
| | 1, 1-ジクロロエチレン | 塩化ビニリデン樹脂原料、食品・医薬品包装用プラスチックフィルムコーティング材原料 |
| | 1, 2-ジクロロエチレン | 染料や香料、熱可塑性合成樹脂製造時の溶剤、塩素系溶剤の原料（現在は用途なし） |
| | 1, 3-ジクロロプロペン | 農薬（土壌中の線虫や害虫の燻蒸剤、園芸用利用はない） |
| | ジクロロメタン | 金属部品や電子部品の洗浄剤、医薬品や農薬製造時の溶剤、エアゾール噴射剤、塗装はく離剤、ポリカーボネート樹脂重合時の溶媒、ウレタンフォーム発泡助剤 |
| | テトラクロロエチレン | ドライクリーニング、精密機器や部品の洗浄剤、代替フロン原料 |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 金属洗浄、ドライクリーニング、シミ抜き剤、印刷製版の仕上げ（1996年1月1日以降は原則として製造が禁止） |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 1, 1-ジクロロエチレン原料、塩素化ゴムの溶剤、油脂・ワックス・天然樹脂等の溶剤、アルカロイド抽出液 |
| | トリクロロエチレン | 機械部品や電子部品などの洗浄剤、代替フロン原料、羊毛や皮革などの脱脂、生ゴム・染料・塗料の溶剤 |
| | ベンゼン | 合成樹脂、合成ゴム、ナイロン繊維、染料、農薬、消毒剤、樹脂改良剤、ガソリンに数%が含まれていたが、2000年1月より1%以下（体積比） |
| | 第二種特定有害物質 (重金属等) | カドミウム及びその化合物 |
| 六価クロム化合物 | | 顔料・染料、窯業、研磨材、酸化剤・触媒、メッキや金属表面処理、黄色顔料染色用剤、マッチ・花火・医薬品、着火剤、塗料や絵の具、クロム化合物、皮なめし、防腐剤、分析用試薬、錆止め塗料、着色料 |
| シアン化合物 | | ゴム、樹脂や繊維、有機化合物や殺鼠剤、農薬、金属精錬、金属イオン除去、触媒、医薬品、飼料添加剤、メッキ、銅や銀の抽出、顔料 |
| 水銀及びその化合物 | | 電極、金・銀の抽出液、血圧計、体温計、温度計、水銀灯、蛍光灯、アマルガム、消毒薬（マーキュロクロム）、触媒、磁器顔料の希釈剤、試薬 |
| セレン及びその化合物 | | 銅精錬、コピー機感光ドラム、太陽電池、ガラスや陶磁器の着色剤や顔料、ガラス不純物の消色剤、合金の添加剤、土壌改良剤、酸化剤、軽金属のメッキ処理剤、動物用飼料、半導体製造、電気絶縁体、ふけ取りシャンプー、動物用医薬品 |
| 鉛及びその化合物 | | バッテリー、はんだ、放射線の遮へい、弾丸、釣りの錘、クリスタルガラス、蛍光灯、ブラウン管、塩化ビニル樹脂の安定剤、サッシ用パテ、建築用シーリング剤、マッチ、爆薬、かつてはガソリンに添加されていたが1986年に廃止 |
| 砒素及びその化合物 | | 花火の着色剤、塗料用の顔料、合金（銅など）、半導体の原料、ガラスの消泡・脱色、ガス脱硫剤、木材の防腐剤、歯神経を抜く際の亜ヒ酸パスタ、シロアリ駆除 |
| ふっ素及びその化合物 | | 電球のつや消し、ガラスの表面加工、金属の表面処理、半導体製造、ふっ素樹脂原料、代替フロン原料、虫歯予防 |
| 第三種特定有害物質 (農薬及びPCB) | ほう素及びその化合物 | ガラス繊維、耐熱ガラス、ガラス・ほうろう材料、ニッケルメッキ添加剤、医薬品、防虫剤、洗濯用漂白剤原料、スライム原料、工業用触媒、半導体製造、火薬、爆薬、燃料、還元剤、ロケット推進薬 |
| | シマジン | 除草剤 |
| | チオベンカルブ | 除草剤 |
| | チウラム | 殺菌剤、ゴムの加硫促進剤 |
| | ポリ塩化ビフェニル（PCB） 有機りん化合物 | 絶縁体、熱媒体、可塑剤、感圧紙、トランス、コンデンサ 殺虫剤 |

出典：土壌汚染対策法の特定有害物質の用途・環境基準等の情報（公益財団法人 日本環境協会）



一般財団法人 上越環境科学センター

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関指定番号 2003-3-2071

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664

FAX : 025-543-7882

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp

URL : <https://www.jo-kan.or.jp>

お問合せ窓口：計画調査課 又は 業務課